

旧（11月25日～12月11日）

新（12月4日～12月15日）

イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請

- ① 大阪府全域
- ② 期間 イエローステージ2の期間（11月25日～12月11日。休業要請の期間に合わせて期間を変更）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）
 - 府民への呼びかけ
 - 府民に対し、次の内容を要請。
 - ・「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えること
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない
 - ・GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えること（要請期間の開始は11月27日から）
 - ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控えること
 - ※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者
 - ※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く

- ① （略）
- ② 要請期間 レッドステージ1の期間（12月4日～12月15日）
- ③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）
 - 府民への呼びかけ
 - ・できる限り、不要不急の外出を自粛すること
 - ・※現在、府民に呼びかけている内容については、継続して要請を実施

旧（11月25日～12月11日）

●上記要請を踏まえ、各団体等をお願いしたいこと
<高齢者施設、医療機関等へのお願い>

1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会は控えるよう求めること
2. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求めること（要請期間の開始は11月27日から）
3. 職員に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査を受診させること
4. 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求めること
5. 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO₂センサーの活用による確認等）を実施すること
6. 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控えること
7. 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛すること

新（12月4日～12月15日）

●上記要請を踏まえ、各団体等をお願いしたいこと
<高齢者施設、医療機関等へのお願い>

1. 職員、施設と関わりのある業務の従業員に対し、できる限り、不要不急の外出を自粛するよう求めること

2.（略）

3.（略）

4.（略）

5.（略）

6.（略）

7.（略）

8.（略）